

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように

問い合わせ先 高齢介護課 地域包括支援センター ☎25-7791

75歳以上の人が高齢者全体の6割に

本市では、団塊の世代が75歳に到達する令和7(2025)年に、高齢化率34.1%、後期高齢化率20.2%に達することが見込まれています。一般的に75歳以上の人は、65歳以上75歳未満の人と比べて介護が必要な状態になりやすいといわれており、今後、医療・介護が必要な人がますます増えることが予想されています。

将来の住まいと介護サービスの利用

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、「介護が必要になっても、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたい」と回答した人が37%と最も多くなっています。

一人暮らしの高齢者数が増加

一人暮らしの高齢者数も今後増加し、高齢者のみの世帯も増えていくと予想されます。介護が必要な人が増えれば、支える人が今以上に必要になります。

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを

多くの高齢者が、核家族化の進展など社会構造が変わっても「できるだけ住み慣れた地域で暮らしたい」と思っています。自分たちが生まれ育ち、長く暮らしてきた場所で生活したいと思うのは当たり前のことです。できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）づくりを進めていかなければなりません。今後、さまざまな取り組みを、広報でお伝えしていく予定です。

(第7期介護保険事業計画から一部抜粋)

高齢者人口の推移



地域包括ケアシステムづくりへの取り組み

地域ケア個別会議

個別のケースの課題解決をするとともに、地域でも同じような課題がないか、地域の人や高齢者に関わる関係機関の職員を交えて、意見を出し合い検討します。会議で出された意見を高齢者自身と地域の課題に分けて整理していきます。



医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護保険事業所の人などが参加しています。

地域ケア推進会議

地域ケア個別会議で抽出された地域課題をもとに、地域づくりや資源開発について検討し、政策形成へとつなげていきます。

令和元年度は、地域ケア個別会議を10回程度開催する予定ですので、ご協力をお願いします。

<平成30年度地域ケア推進会議への課題提起>

- 高齢者が歩いて行ける近くの商店が少なくなっている。自分の目で見て買い物を楽しく行うには、移動販売や配達などが必要
- 高齢者が外出するにも移動の手段が少なくなっており、高齢者が自ら利用できる移動支援が必要

在宅生活支援サービスを利用しませんか？

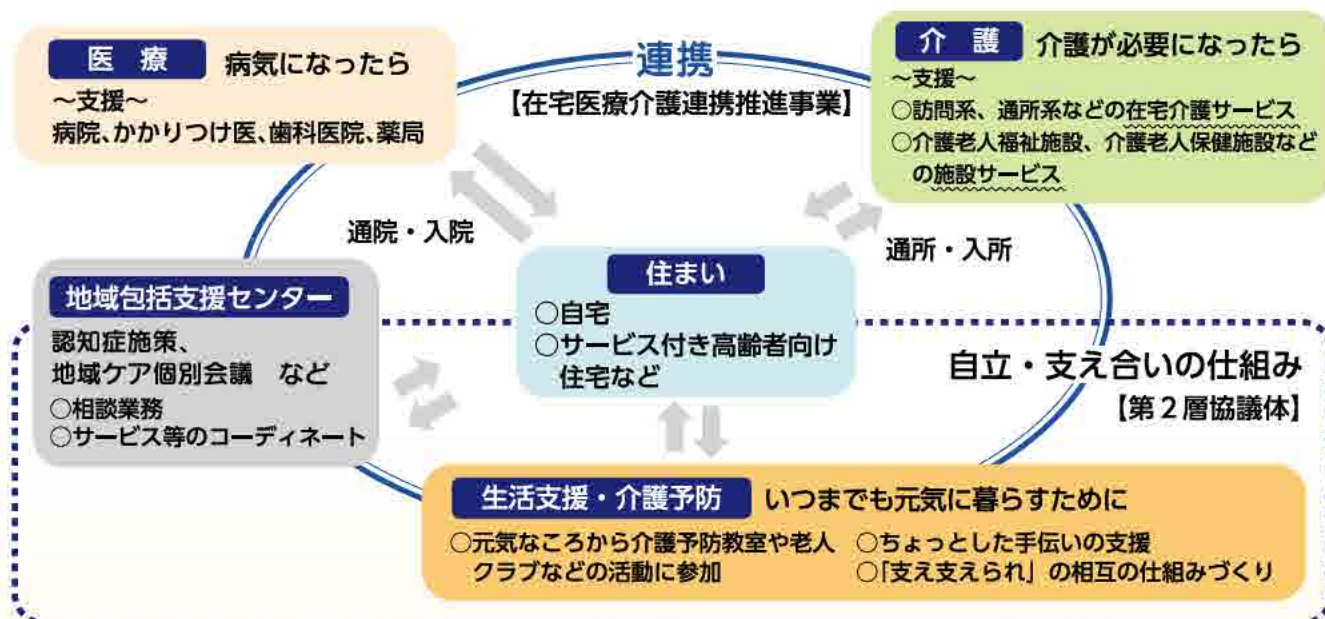
生活する中で、困ったこと、不安なことはありませんか？市では、いつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、在宅生活支援サービスを実施しています。ぜひ利用してください。



状態	サービスの内容	自己負担	対象者
寝たきりで理髪店・美容院に行けない	訪問理美容サービス事業 市と契約している理容師・美容師を自宅へ派遣し、カットやブローのサービスを実施	2,600円/1回 (3カ月に1回、年4回以内)	65歳以上の1人暮らし、または高齢者のみの世帯で心身の障がいや傷病などのため理髪店・美容院に行くことが困難な人
布団を干せずに困っている	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 寝具の洗濯・乾燥・消毒 3点一式(掛・敷布団・毛布) 4点一式(掛・敷布団・毛布・マットレス)	3点一式600円/1回 4点一式1,000円/1回 (年2回以内)	65歳以上の1人暮らし、または高齢者のみの世帯で心身の障がいや傷病などのため、寝具類の衛生管理が困難な人
おむつ代が家計に負担	おむつ支給事業 現物支給 3,000円限度/月		65歳以上の在宅で暮らす要介護3・4・5の認定を受けている人
在宅で要介護4・5の人を介護している	ねたきり者在宅介護手当支給事業 年度末支給 5,000円/月		65歳以上の要介護4・5の認定を受けている人を常時介護する人(1カ月のうち15日以上在宅で介護していること)
徘徊行動が見られる高齢者を介護している	徘徊高齢者家族支援サービス事業 探索システム機器の購入費用の助成	購入費12,000円を超える額および通信料(対象高齢者1人につき1回限り)	市内に住所を有する65歳以上の認知症等による徘徊行動が見られる高齢者を介護する家族など(介護認定・医師による診断が必要)
何かあったときに心配	緊急通報装置貸与事業 押しボタン式通報装置(固定型またはGPS端末のどちらかを選択)を設置		日常生活において常時見守りを要する65歳以上の1人暮らしの人(住民税非課税世帯であること)
階段、玄関、浴室などでの転倒が不安	高齢者介護予防住宅改修費助成事業 ・手すりの取り付け ・床段差の解消 ・滑り防止や円滑に移動するための床または通路面の材料変更	改修費5万円以内=1割 改修費5万円以上=45,000円を超える額(1世帯1回限り)	市内に住所を有する75歳以上の1人暮らし、または75歳以上の高齢者が属する高齢者のみの世帯で、生活機能全般および運動機能の低下が認められ、要介護・要支援の認定を受けていない人

問い合わせ先 高齢介護課 高齢者福祉係 ☎23-3968 大野原支所 ☎54-5700 豊浜支所 ☎52-1200 伊吹支所 ☎29-2111

地域包括ケアシステムのイメージ



ふるさと学芸館です

問 ふるさと学芸館(旧紀伊小学校)
午前9時～午後5時(月曜休館)
☎080-2974-4531

生きているということ

生きているということ
いま生きているということ
それはのどがかわくということ
木もれ陽がまぶしいということ
ふっと或るメロディを思い出すということ
くしゃみすること
あなたと手をつなぐこと・・・

谷川俊太郎さんの「生きる」という詩があります。小学校の国語の教科書や絵本などで目にした人も多いと思います。皆さんにとっての「生きているということ それは・・・」の続きは、どんな言葉でつづられるのでしょうか。

終戦日の8月15日も、ことしで3つ目の時代を迎えます。あらためて戦争のない平和な日々を生きていることのありがたさを感じるとともに、どんな時代でも、生きることが人の心の根底にあることを強く感じています。

「生と死」の「死」の読みは、音読み、訓読みとも「し」一つしかありません。これに対して「生」

の字は、音読みこそ「せい」と「しょう」の二つですが、訓読みは「壬生川」「桐生」「弥生」「芝生」「生す」など何通りもあり、漢字の中で一番読みが多いといわれています。それは人々が、生きることを一番大切に考えてきたからではないでしょうか。

ふるさと学芸館には、ヒロシマで被爆したシダレヤナギの木を植樹しています。当初は70センチメートルほどだった木が、今では人の背丈を越すほど大きく成長し、枝を広げています。全ての人や生き物に、生きるための大切な命があることを教えてくれているようです。

当館では、ことしも「平和の企画展」を開催します。命の大切さと平和への強い思いを、戦争を知らない世代が増えている今こそ、次世代へと語り継いでほしいと思います。



夏休みは、のりあいバスで出かけよう！

暑すぎて外出するのが悩んでいる皆さん。そんなときは、のりあいバスに乗って快適に出かけませんか。学生の皆さんはもちろん、お子さんやお孫さん、友だちと一緒に出かけ際には、ぜひ利用してください。

バスの時刻や目的地などは、気軽に問い合わせてください。



100円で公共施設やスーパーなど、いろんな所に行けますよ！詳しくは、市ホームページへ



問い合わせ先 地域支援課 ☎23-3949

平和祈念の黙とうをささげましょう

原爆死没者など、大戦において亡くなられた人々を追悼し、平和を祈念するため、黙とうをささげましょう。

広島、長崎に原爆が投下された日

日時 8月6日(火)午前8時15分から1分間
8月9日(金)午前11時2分から1分間

戦没者を追悼し、平和を祈念する日

日時 8月15日(木)正午から1分間

原爆被爆パネル展 高校生平和ポスター展

日時 8月7日(水)～15日(木)
場所 市役所1階エントランスホール

問い合わせ先 危機管理課 ☎23-3940



人権教育講演会
8月24日(土)
午後1時30分～
入場無料

所 ハイスタッフホール小ホール
講 坂田かおりさん

この子たちの笑顔に逢いたくて
～いのち・語り・つながる同和教育～

坂田かおりさんの略歴

被差別部落に生まれ、差別の現実に直面する中、自らが啓発することにより部落差別をなくす活動に尽力することを決意。講演活動を通して「いのち輝いて生きる」ことの大切さを伝えている。

問い合わせ先 人権課 ☎23-3928

8月は「同和問題啓発強調月間」

●同和問題に

正しい理解と認識を 私たちは、自分の人権を行使し、自由と幸福を追求するとともに、他人の人権も尊重しなければなりません。

同和問題は、社会の歴史的發展の過程で形づくられた身分に基づく差別により、憲法で保障されている基本的人権が、今なお、十分に保障されていないという重大な社会問題です。

同和問題の解決には、一人ひとりがお互いの人権を大切にすることの重要性を正しく理解し、自分自身の課題として積極的に取り組んでいくことが大切です。

この機会に、皆さんも身近なことから人権について考えてみませんか。

●知っていますか？

部落差別の解消の推進に関する法律

(部落差別解消推進法)

部落差別解消推進法は、現在もなお、部落差別が存在し、許されないものであるという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年12月に施行された法律です。

私たち一人ひとりが自分の問題と考え「差別をしない、させない」意識を持つて行動しましょう。

問い合わせ先 人権課 ☎23-3928

登録型本人通知制度の事前登録をしていますか

●登録型本人通知制度とは

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人にお知らせする制度です。この制度を利用することで、登録者本人の住民票などを代理人や第三者が取得した事実を早期に確認することができま

す。誰かが不正に自分の個人情報を取得したことが分かれば、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が期待できます。

●事前登録ができる人

市内に住民登録をしている人や、本籍がある人(除票・除籍を含む)

●登録方法

本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード、パスポート、保険証など)を持参し、市民課または各支所で登録の手続きをしてください。郵送による手続きもできます。

代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

●通知の対象となる証明書

○住民票の写し(除票)
○住民票の記載事項証明書
○戸籍の謄抄本(除籍、改製原戸籍を含む)

●交付の通知

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

- ①交付した日
- ②交付した証明書の種類
- ③交付枚数
- ④交付請求者の種別(本人等の代理人、それ以外の第三者)

問 市民課市民係

☎23-3924

